

有効期間 10 年の旅券の発給申請可能年齢の引き下げについて

2022年1月20日

1. 1月12日、外務省は、日本の民法改正により2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、有効期間が10年のパスポートを取得できる年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する旅券法の一部改正を行いました。

これにより、本年4月1日以降、18歳以上の方は有効期間が10年の旅券を申請することが可能になるとともに、旅券の発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も20歳から18歳に引き下げられます。

2. 本改正に伴い、一般旅券発給申請書のダウンロード版については、本年4月1日以降は10年旅券の申請を希望する18歳以上の方が利用可能となります。また、4月1日を待たずに予め申請書を準備できるよう、3月1日～3月31日の間は、特別に、4月1日の時点で18歳以上である方が4月1日以降に申請するために当館ウェブサイトから申請書をダウンロードできるようにする予定です。

なお、紙の一般旅券発給申請書については、行政経費の削減や資源の有効活用等の観点等を踏まえ、4月1日以降も、当面の間、現行の申請書を訂正の上引き続き使用することといたします。

- 報道発表

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009241.html

- パスポート申請書ダウンロード

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

- よくある質問

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

在ミャンマー日本国大使館領事班

